

議案第 7 7 号

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、市道の道路占用料の見直しに準じ、法定外公共物に係る使用料を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例（平成１８年北名古屋市条例第１３７号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第７条関係）

区分		単位	使用料 (単位：円)
第 1 種電柱		1 本 1 年につき	1 , 3 0 0
第 2 種電柱			2 , 0 0 0
第 3 種電柱			2 , 7 0 0
第 1 種電話柱			1 , 2 0 0
第 2 種電話柱			1 , 9 0 0
第 3 種電話柱			2 , 6 0 0
その他の柱類			1 2 0
共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートル 1 年につき	1 2
地下に設ける電線その他の線類			7
地下埋設管	外径が 0 . 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	4 9
	外径が 0 . 0 7 メートル以上 0 . 1 メートル未満のもの		7 1
	外径が 0 . 1 メートル以上 0 . 1 5 メートル未満のもの		1 1 0
	外径が 0 . 1 5 メートル以上 0 . 2 メートル未満のもの		1 4 0

	外径が 0. 2 メートル 以上 0. 3 メートル未 満のもの		2 1 0
	外径が 0. 3 メートル 以上 0. 4 メートル未 満のもの		2 8 0
	外径が 0. 4 メートル 以上 0. 7 メートル未 満のもの		4 9 0
	外径が 0. 7 メートル 以上 1 メートル未満の もの		7 1 0
	外径が 1 メートル以上 のもの		1 , 4 0 0
工事用施設及び工事用材料		使用面積 1 平方メー トル 1 月につき	2 6 0
その他の目的による使用		使用面積 1 平方メー トル 1 月につき	2 4 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 2 年 4 月 1 日前に第 4 条の規定により許可を受けた者が同日以後において引き続き同一の使用物件により当該法定外公共物を使用する場合の当該使用物件に係る令和 2 年度以後の各年度の使用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該使用物件に係る平成 3 1 年度の使用料の額（当該使用物件に係る令和 2 年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該使用物件に係る平成 3 1 年度の使用の期間が異なる場合にあっては、当該使用物件に係る令和 2 年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該使用物件に係る

平成31年度の使用の期間として改正前の北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定により算出した当該使用物件に係る使用料の額)に平成31年4月1日から令和2年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額(以下「調整使用料額」という。)とする。

- (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者 改正後の北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定により算出した当該使用物件に係る令和2年度以後の各年度の使用料の額(以下「新使用料額」という。)を当該使用者の事業所ごとに合計した額が調整使用料額を当該使用者の事業所ごとに合計した額を超える場合
- (2) その他の者 新使用料額が調整使用料額を超える場合